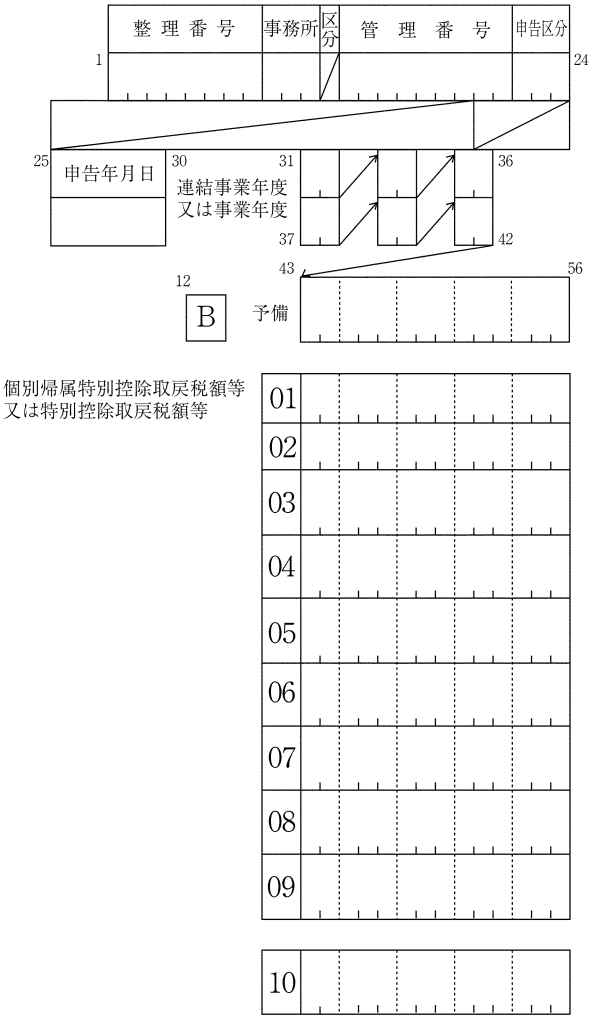
第六号様式別表一（入力用）（用紙日本工業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第十条の二関係）



第六号様式別表一記載要領１中「第２条第12号の７の４」を「第２条第12号の７の２」に改め、同表記載要領４中「第68条の９」」「（同法第68条の９第６項又は第７項の規定により控除された金額を除く。）」及び「第42条の４第11項（第１号のうち同法第68条の９第６項に規定する試験研究費に係る部分及び第４号に係る部分を除く。）」を削る。

第六号様式別表二の表中「①×25.5／100」を「①×23.9／100」に改める。

第六号様式別表二記載要領２中「第２条第12号の７の３」を「第２条第12号の７」に、「100分の25.5」を「100分の23.9」に、「」が平成24年４月１日前に開始したものである場合は、100分の30」を「をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成24年４月１日前に開始したものである場合は100分の30とし、当該最初連結事業年度が平成24年４月１日から平成27年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5とする。」に改める。